

記録例

第1 氏名（単有）のみの土地（表題部の所有者欄に氏名のみが記録され、その住所の記録がない土地）

1 特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第20条第3項）

所有者	<p>甲 某 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記</p>
-----	---

(2) 抹消の嘱託（法第20条第4項）

所有者	<p>甲 某 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 <u>A市B町三丁目2番 己 某</u> 令和3年4月28日登記 特定不能土地等管理命令抹消 令和3年6月13日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年7月1日登記</p>
-----	---

(注) 特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

2 特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第30条第2項、第20条第3項）

所有者	<p>甲 某 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] 手続番号 第5100-2020-0007号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定社団等帰属土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者 A市B町三丁目3番 己 某 令和3年4月28日登記</p>
-----	---

(2) 抹消の嘱託（法第30条第2項、第20条第4項）

所有者	<p>甲 某 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] 手続番号 第5100-2020-0007号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定社団等帰属土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者 <u>A市B町三丁目3番 己 某</u> 令和3年4月28日登記 特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和3年6月13日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年7月1日登記</p>
-----	--

(注) 特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第2 氏名（共有）のみの土地

1 特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第20条第3項）

所有者	<p>甲 某 乙 某 甲市乙町一丁目99番 持分2分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分2分の1 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0008号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記</p>
-----	--

(2) 抹消の嘱託（法第20条第4項）

所 有 者	<u>甲 某</u> <u>乙 某</u> 甲市乙町一丁目99番 持分2分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分2分の1 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0008号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 <u>甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令</u> <u>令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定</u> <u>特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某</u> <u>令和3年4月28日登記</u> 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令抹消 令和3年6月13日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年7月1日登記
-------	---

(注) 特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

2 特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第30条第2項、第20条第3項）

所 有 者	<u>甲 某</u> <u>乙 某</u> 甲市乙町一丁目99番 持分2分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分2分の1 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] 手続番号 第5100-2020-0009号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者 A市B町三丁目3番 己 某 令和3年4月28日登記
-------	---

(2) 抹消の嘱託（法第30条第2項、第20条第4項）

所 有 者	<u>甲 某</u> <u>乙 某</u> 甲市乙町一丁目99番 持分2分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分2分の1 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] 手続番号 第5100-2020-0009号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 <u>甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令</u> <u>令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定</u> <u>特定社団等帰属土地等管理者 A市B町三丁目3番 己 某</u> <u>令和3年4月28日登記</u> 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和3年6月13日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年7月1日登記
-------	--

(注) 特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第3 記名共有地（表題部の所有者欄に「A外2名」と記録され、Aの住所並びに他の共有者の氏名住所の記録がない土地）

1 特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第20条第3項）

所 有 者	<u>甲 某外2名</u> 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0008号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記
-------	---

(2) 抹消の嘱託（法第20条第4項）

所 有 者	<u>甲 某外2名</u> 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0008号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 <u>甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令</u> <u>令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定</u> <u>特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某</u> <u>令和3年4月28日登記</u>
-------	---

	甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令抹消 令和3年6月10日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年6月28日登記
--	---

(注) 特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

2 特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第30条第2項、第20条第3項）

所 有 者	甲 某外2名 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] <u>手続番号 第5100-2020-0009号</u> 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者 A市B町三丁目3番 己 某 令和3年4月28日登記
-------	---

(2) 抹消の嘱託（法第30条第2項、第20条第4項）

所 有 者	甲 某外2名 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] <u>手続番号 第5100-2020-0009号</u> 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 <u>令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定</u> <u>特定社団等帰属土地等管理者 A市B町三丁目3番 己 某</u> 令和3年4月28日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和3年6月10日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年6月28日登記
-------	---

(注) 特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第4 字持地（表題部の所有者欄に大字などの名義で記録されている土地）

1 特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第20条第3項）

所 有 者	大字何 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] <u>手続番号 第5100-2020-0008号</u> 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記
-------	--

(2) 抹消の嘱託（法第20条第4項）

所 有 者	大字何 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] <u>手続番号 第5100-2020-0008号</u> 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 <u>令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定</u> <u>特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某</u> 令和3年4月28日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令抹消 令和3年6月10日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年6月28日登記
-------	---

(注) 特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

2 特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第30条第2項、第20条第3項）

所 有 者	大字何 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] <u>手続番号 第5100-2020-0009号</u> 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令
-------	--

令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定
特定社団等帰属土地等管理者 A市B町三丁目3番 己 某
令和3年4月28日登記

(2) 抹消の嘱託（法第30条第2項、第20条第4項）

所 有 者	大字何 甲市乙町一丁目1番 持分3分の1 甲 某 [昭和○年○月○日当時] 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ] 手続番号 第5100-2020-0009号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 <u>令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定</u> <u>特定社団等帰属土地等管理者 A市B町三丁目3番 己 某</u> <u>令和3年4月28日登記</u> 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和3年6月10日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和3年6月28日登記
-------	--

(注) 特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第5 特定不能土地等管理者の辞任等

1 特定不能土地等管理者の辞任及び選任

所 有 者	甲 某 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 <u>特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某</u> <u>令和3年4月28日登記</u> 特定不能土地等管理者辞任及び特定不能土地等管理者選任 令和4年1月5日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 E市F町五丁目5番 辛 某 令和4年1月23日登記
-------	--

(注) 辞任前の管理者を抹消する記号（下線）を記録する。
特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

2 特定不能土地等管理者の解任及び選任

所 有 者	甲 某 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 <u>特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某</u> <u>令和3年4月28日登記</u> 特定不能土地等管理者解任及び特定不能土地等管理者選任 令和4年1月5日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 E市F町五丁目5番 辛 某 令和4年1月23日登記
-------	--

(注) 解任前の管理者を抹消する記号（下線）を記録する。
特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

3 特定不能土地等管理者の氏名の変更

所 有 者	甲 某 表題部所有者として登記すべき者がない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ] 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記 特定不能土地等管理者氏名変更 庚 某 令和4年1月5日氏名変更 令和4年1月8日登記
-------	--

(注) 変更前の管理者の氏名を抹消する記号（下線）を記録する。
特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

4 特定不能土地等管理者の住所の変更

所 有 者	<u>甲 某</u> 表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 <u>A市B町三丁目2番 己 某</u> 令和3年4月28日登記 特定不能土地等管理者住所変更 C市D町四丁目4番 令和4年1月5日住所移転 令和4年1月8日登記
-------	---

(注) 変更前の管理者の住所を抹消する記号（下線）を記録する。
 特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

5 特定不能土地等管理者の変更（管理者の追加）

所 有 者	<u>甲 某</u> 表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記 特定不能土地等管理者選任 令和4年2月2日何地方裁判所（何支部）決定 E市F町五丁目5番 辛 某 令和4年2月20日登記
-------	---

(注) 特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

6 特定不能土地等管理命令の変更（対象となる持分の変更）

所 有 者	<u>甲 某</u> 表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記 G市H町八丁目8番 持分3分の1 壬 某 持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者がない 特定不能土地等管理命令変更 壬某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和4年2月2日何地方裁判所（何支部）決定 令和4年2月20日登記
-------	--

(注) 変更前の特定不能土地管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。
 特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

第6 所有権の保存の登記等

1 所有権の保存の登記

所 有 者	<u>甲 某</u> 表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕 手続番号 第5100-2020-0006号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記 特定不能土地等管理命令 令和3年4月10日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某 令和3年4月28日登記 G市H町八丁目8番 <u>壬 某</u> 令和5年6月7日登記
-------	--

(注) 所有権の保存の登記の前に登記名義人となる者を表題部所有者とする登記を行う。

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和5年6月7日 第何号	所有者 G市H町八丁目8番 壬 某

(注) 表題部所有者に関する登記事項を抹消する記号(下線)を記録する(不登規則第158条)。
特定不能土地等管理命令は、所有権の保存の登記を実行した場合であっても抹消することはできない(法第20条第4項)。
特定社団等帰属土地等管理命令の場合も同様である(法第30条第2項)。

2 所有権の保存の登記後に特定不能土地等管理命令の抹消の嘱託があった場合

所 有 者	<u>甲 某</u> <u>表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]</u> <u>手続番号 第5100-2020-0006号</u> <u>令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年2月1日登記</u> <u>特定不能土地等管理命令</u> <u>令和3年4月10日何地方裁判所(何支部)決定</u> <u>特定不能土地等管理者 A市B町三丁目2番 己 某</u> <u>令和3年4月28日登記</u> <u>G市H町八丁目8番 壬 某</u> <u>令和5年6月7日登記</u> <u>特定不能土地等管理命令抹消</u> <u>令和5年8月9日何地方裁判所(何支部)取消決定</u> <u>令和5年8月27日登記</u>
-------	--

(注) 特定不能土地等管理命令に関する登記事項を抹消する記号(下線)を記録する。
特定社団等帰属土地等管理命令の場合も同様である(法第30条第2項)。